



基本の確認！交通ルールを守ろう！Part2

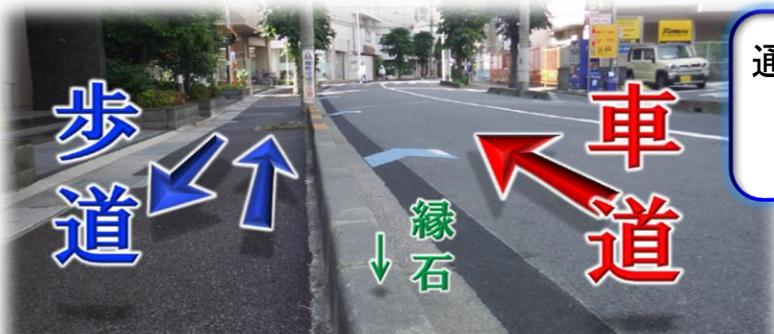
基本の交通ルールをご紹介します！4月号と合わせてご確認ください！

☑ 通行区分のルール



歩道等(路側帯含む)と車道の区別のある道路では、 歩行者

- ・ **歩行者** は **歩道等** を通行しなければならない！(道交法第10条)
- ・ **車両** は **車道** を通行しなければならない！(道交法第17条)



歩道とは、歩行者の通行の用に供するために縁石線等によって区画された道路の部分

通行場所が分かれていると、歩行者も車両もお互いに安心して通行できますね。



☑ 通行区分の自転車の例外

自転車 は **車両** なので **車道** を通行しなければなりません。しかし、**例外的** に **歩道** を通行できる場合があります。

例外

- ・ 運転者が70歳以上の高齢者、幼児・児童、身体障害者
- ・ 道路標識、標示により歩道通行が認められている
- ・ 道路工事や駐車車両など、車道の通行が危険で、歩道を通行することがやむを得ないとき



自転車が歩道を例外的に通行できる場合でも、

- ・ 歩道の中央から車道よりを徐行して走行する
- ・ 歩行者の通行の妨げになるようなら一時停止をする

というルールがあります！

